

第2章 免許状の取得方法

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第7)

受けようとする 免許状の種類		特別支援学校教諭(備考1)			
		専修免許状	一種免許状		二種免許状
基礎資格		当該学校の教諭の一種免許状を有していること。	当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	昭和29年改正前の別表第1又は別表第7による当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有していること。
在職年数(備考5)		3	3	3	3
合計(所要単位数)		15	6	4	6
特別支援教育に関する科目 (備考2)	第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域			
	第二欄 特別支援教育領域に関する科目(備考2) ※「中心となる領域」であること。 ※「視覚」又は「聴覚」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上修得すること。	視覚又は聴覚	1	1	1
	※「知的」、「肢体」又は「病弱」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の事項にわたり1単位以上修得すること。	知的、肢体又は病弱	1	1	1
	第三欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考2、7) ※「中心となる領域」もしくは「含む領域」いずれも可。ただし、重複・LDは「中心となる領域」であること。	全領域	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。
特別支援教育に関する科目(備考4)		15	—	—	—
免許法の適用条項		別表第7	同左	別表第7・昭和29年改正法附則17	別表第7
免許法施行規則の適用条項		18条	同左	同左	同左

- 備考 1 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。
- 2 第二欄の科目の単位は、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域に応じたものでなければなりません。(免許法施行規則第7条表備考2号)
第三欄の科目の単位は、重複・LD等領域の他、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域以外の領域全てを含まなければなりません。(免許法施行規則 第7条表備考5号)
※「重複・LD等領域」～特別支援教育領域(5領域)以外の領域に関する内容(重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含む。)
- 3 単位は、認定課程(前記(1)備考1)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 4 専修免許状の授与を受ける場合の「特別支援教育に関する科目」は、免許法施行規則第7条第1項の表第一欄、第二欄、第三欄に掲げる科目及びその他大学等の加える科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度の認定講習等を含む。)において修得した単位でなければなりません。(免許法施行規則 第7条第2項)
- 5 在職年数とは、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として勤務した年数でなければなりません(基礎となる免許状を取得した以降を在職年数として扱います)。(免許法 別表第7備考)
ただし、二種免許状を受ける場合にあっては、基礎資格に掲げる学校の教員として勤務した年数を通算することができます。
- 6 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。
- 7 第三欄の科目は、各領域ごとに「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の双方の含むことが必要です。
- 8 旧免許法の養護学校に関する単位は、「知的」、「肢体」又は「病弱」のうち、いずれか1つの領域しか読み替えることはできません。